マレーシアの競争法及びタイの競争法について

2022年3月29日 14:00~16:00

講師:(マレーシア競争法) 公正取引委員会事務総局取引部企業取引課 小畑 紳一郎 氏 (タイ競争法) 独立行政法人国際協力機構 長期派遣専門家 後藤 大樹 氏

I.マレーシアの競争法1

1. ASEAN (Association of South East Asian Nations) 加盟国の競争法 2007 年、ASEAN 諸国は 2015 年までに ASEAN 経済共同体を発足させることに合意し、それまでに自国に競争政策・競争法を導入することとした。 導入状況は下記の通り。

国•地域	制定	施行	国·地域	制定	施行
タイ	1999	1999	フィリピン	2015	2015
インドネシア	1999	2000	ラオス	2015	2016
ベトナム	2004	2005	ミャンマー	2015	2017
シンガポール	2004	2005~07 に	ブルネイ	2015	2017、2020
		段階的施行			に一部施行
マレーシア	2010	2012	カンボジア	2021	2021

2. 競争法、規則、7つのガイドライン

- (1) 競争法(Competition Act 2010)は EU 競争法を母法とし、英国競争法も参考にしている。
- (2) 委員会 (Malaysia Competition Commission: "MyCC") は、委員会法 (Competition Commission Act 2010) に規定されており、競争法自体には規定がない。
- (3)委員会は、現在9名(含む委員長)、職員数は約70名。
- (4)不服申立規則(2017)
- (5)7つのガイドライン
- ・競争法第1章(カルテル)のガイドライン・競争法第2章(支配的地位)のガイドライン
- ・申告申立手続のガイドライン、・市場画定のガイドライン(いずれも2012)
- ・リニエンシーのガイドライン、・制裁金のガイドライン(いずれも2014)、
- ・知財と競争法のガイドライン(2019)

3. 実体規定

- (1) 反競争的合意(カルテル):競争法第4条で禁止
 - ・水平型・垂直型カルテルの両方を規定。
 - ・違法性判断基準は目的・効果基準であるが、いわゆるハードコアカルテルは原則違法。

¹ 小畑紳一郎「マレーシア競争法及びその最近の動向」公正取引 No.857-2022.3

- ・一括適用免除と個別適用免除がある。
- ・セーフハーバー基準として水平型は市場シェア 20%以下、垂直型は上下市場それぞれで25%以下
- (2) 支配的地位の濫用:競争法第10条で禁止
 - ・当局は、市場シェア 60% 超あれば市場支配的地位にあると解釈している。
 - ・搾取型と排除型がある。
- (3) 企業結合規制:現在、業種横断的企業結合規制はない。航空分野(大韓航空とアシアナ 航空の審査)、マルチメディア、通信分野(国内事業者の合併審査)において競争法以外 の個別規制法がある。現在、企業結合規制導入のために競争法改正作業中。
- (4) 競争法は効果主義を採用:競争法第3条に規定。

4. 手続規定

- (1) 端緒:①職権探知、②国内取引消費者行政大臣の指示、③申告、④リニエンシー申請
- (2) 証拠収集権限:①情報要求・事情聴取、②記録等へのアクセス、③捜索・差押。
- (3) 秘匿特権:競争法第22条に弁護士秘匿特権を規定。
- (4) 事前手続:委員会の決定案に対し①意見書提出、②口頭意見陳述、③聴聞
- (5) 暫定措置:委員会の審査完了前に出すことがある。

5. 措置

- (1) 実体規定違反:委員会による行政処分、すなわち①違反行為とりやめ命令、②制裁金(違反行為期間中の全世界売上高の10%上限、③その他必要な指示
- (2)手続規定違反(調査妨害、虚偽報告など):競争法第61条に刑事罰がある。
- (3)リニエンシー制度:カルテル行為が対象。最大100%の制裁金免除。マーカー制度。
- (4) 確約制度(Undertaking):競争法第43条。

6. 不服申立

- ・委員会の違反決定に対して競争不服審判所に不服申立ができる。
- ・競争不服審判所の出した審決に対して、更に司法審査を高等裁判所に求めることができる。 但し委員会側が審決について司法審査を求めることができるか否かを巡り、現在最高裁で審理中である。

7. その他

委員会の違反決定及び確約の公表義務(英語で公表されている)

8. 執行状況2

競争法施行後、11件、ほぼ1年1件の割合で違反事件に対する処分が行われている。

	違反決定日	適用	概要
		法条	
1	2012/12/6	4条	花卉栽培業者団体による価格協定事件:排除措置のみ
2	2014/3/31	4条	マレーシア航空とエアアジアの路線分割事件:各社に制裁金
3	2015/1/30	4条	製氷業者の価格協定事件:各社に制裁金
4	2015/2/12	4条	菓子パン業者の価格協定事件:各社に制裁金
5	2016/6/1	4条	コンテナ業者の価格協定事件:各社に制裁金
6	2016/6/24	10条	外国人労働者許可発行サイト運営者の自社優遇:制裁金
7	2018/10/26	4条	学童保育施設運営業者の価格協定事件:各社に制裁金
8	2020/9/14	4条	損保・損保団体による修理部品・工賃協定事件:各社に制裁金
9	2021/2/16	10条	電子通関手続業者の排他条件付き取引事件:制裁金約 1000 万
			リンギット(約2億7000万円)。被排除業者の申告が端緒。
10	2021/7/26	4条	港湾倉庫業者による価格協定事件:各社に制裁金、合計 100 万
			リンギット(約 2700 万円)。内部通報が端緒。
11	2021/12/17	4条	フェリー運航業者による価格協定事件:各社に制裁金、合計約
			210 万リンギット(約 5900 万円)。大臣指示が端緒。

9. マレーシア競争法の特徴(まとめ)

- (1) 競争法と競争委員会法の法律 2 本建、(2)委員会と国内取引・消費者行政省との関係、
- (3)企業結合規制がない、(4)EU 競争法をモデル、(5)事実上の適用除外となる業種が複数存在、(6)制裁金の上限が高額、(7)カルテルも確約制度の対象。
- 10. 委員会事務局長(Iskandar Bin Ismail 氏)からのメッセージ要点
 - (1)マレーシア競争法改正予定:企業結合規制導入など
 - (2)入札談合、カルテル取締りの強化:リニエンシー申請促進
 - (3)デジタル分野に対応するガイドライン作成予定

Ⅱ. タイの競争法3

- 1. 根拠法・競争当局の概要
 - ・1999年旧競争法制定・施行(日本の独占禁止法を参考にした可能性もある)
 - ・2017年10月、現行競争法施行(旧競争法は廃止された)

² https://www.mycc.gov.my/case

³ 後藤大樹「タイにおける競争政策の動向」公正取引 No.857-2022.3

・取引競争委員会(The Office of Trade Competition Commission: OTCC から The Trade Competition Commission of Thailand: TCCT に英語名称変更):7名からなる合議組織

・委員会の下に小委員会及び事務局がある。

•事務局職員:150名程度

2. 規制の概要

第1章:取引競争委員会

第2章:取引競争委員会事務局

第3章:独占及び不公正取引の防止

第4章:職員

第5章:損害賠償請求

第6章:処罰

第1節:刑事罰、第2節: 行政罰

経過措置章

(1) 支配的地位の濫用

① 市場支配的地位

- ・前年の市場シェアが1社50%以上、且つ前年の売上額が10億バーツ(1バーツ=3.5円として35億円)以上
- ・前年の市場シェアが上位3社75%以上で、且つ前年の売上額が3社いずれも10億バーツ以上
- ・市場シェア及び売上額の算定にあたり親子会社等のすべてを合算する。
- ② 濫用行為
- ・商品役務の購入価格・販売価格を不当に固定・維持すること
- ・取引先事業者に対して不公正な取引条件を課すこと
- ・正当な理由なく商品役務の供給量を制限すること
- ・正当な理由なく他の事業者の事業活動に干渉すること。

(2) 企業結合規制

- ① 対象行為
- •合併
- ・企業支配のための株式・資産取得
- ② 事前届出
- ・独占又は市場支配的地位を生じるおそれのある企業結合については、TCCTから事前許可取得要
- ・独占については売上額10億バーツ以上
- ・1件当たり手数料25万バーツ(約87万5千円)
- ・審査期間90日(必要に応じて15日延長可能)
- ③ 事後届出
- ・市場における競争を実質的に減少させることとなる企業結合についてはTCCTに事後届出

要

- ・市場における競争を実質的に減少させることとなる企業結合とは、特定市場における売上額 が10億バーツ以上で、且つ独占や支配的地位をもたらさない場合。
- ・実施日から7日以内に届出要
- •手数料不要

(3) カルテル

- ① ハードコアカルテル
- ・競争事業者間の独占、競争減殺行為
- ・価格・数量の協定、入札談合、取引先割当、地域割当
- ② 非ハードコアカルテル
- ・非競争者間の価格・数量・地域・取引先制限
- ・商品役務の質低下、排他的取扱業者の選定など

(4) 不公正な取引方法

- ・他の事業者の事業活動を不当に妨害
- ・優越的な市場支配力・優越的な交渉力の不当利用。ガイドラインで取引依存度を(ア)30%、(イ)30%~10%、(ウ)10%未満に区分して、(ウ)は優越的な交渉力を有しないことを明示。
- •取引妨害
- ・その他TCCTの告示で定められた方法を行うこと

3. 法執行手続等の概要

- ① 排除措置命令
- ② 刑事罰・行政制裁金(下表参照)

行為類型	刑事罰	行政制裁金
支配的地位の濫用	2年以下の禁固刑及び又は違反行	
	為年売上高の10%以下の罰金	
企業結合規制違反		20万バーツ以下の制裁金及び違
(事前届出)		反行為1日当り1万バーツの追加
		制裁金
企業結合規制違反		企業結合取引額の0.5%以下の
(事後届出)		制裁金
ハードコアカルテル	2年以下の禁固刑及び又は違反行	
	為年売上高の10%以下の罰金	
非ハードコアカルテル		違反行為年売上高の10%以下の

	制裁金
不公正な取引方法	違反行為年売上高の10%以下の
	制裁金
国外事業者との禁止共	違反行為年売上高の10%以下の
同行為	制裁金

- ・現在のところ、リニエンシー制度はない。
- ・日系企業事件としては、2020年に日系自動車メーカーがディーラーとの契約を解除した件について不公正な取引方法に該当するとして排除措置命令を受けた事件がある。 但し、現在も最高行政裁判所で係争中であり、最終的な結論は出ていない。
- ④ 損害賠償請求制度:
- ・被害者は、損害を知った日から1年以内に提訴が必要。
- ⑤ 事前相談制度:1件当たり5万バーツ(約17万5千円)の手数料納付必要。 書面回答を請求すると1頁当り100バーツ(約350円)必要。

以上